

角館のお祭り期間中の交通規制のお知らせ (岩瀬北野線開通に伴い交通規制が大幅に変更します)

【問合せ】観光課 (中町庁舎) ☎ 43-3352

祭典期間中の交通規制に伴い、規制区域内に該当される方は、旧角館グラウンド臨時駐車場および田町山臨時駐車場の駐車許可書を発行します。ご希望の方は、観光課および仙北市観光情報センター「角館駅前蔵」で受け付けますので、申請いただきますようお願いいたします。時間については、9時から17時までとなっています。なお、「角館駅前蔵」については、土、日も対応可能となっています。



ドローンの飛行・撮影は、交通規制区域内全面禁止です。ご理解・ご協力をお願いします。

● 日時/9月2日(出) 9時30分～11時
● 場所/角館交流センター
● 内容/交通安全功労者等の表彰
● 仙北警察署交通課長による交通安全講話など

平成29年度仙北市交通安全市民大会開催のお知らせ

【問合せ】総合防災課内
仙北市交通安全対策協議会事務局
(田沢湖庁舎) ☎ (43) 1115

交通事故のない、安全で安心な仙北市を実現するため、市民総ぐるみで交通事故防止運動を推進しましょう。どなたでも参加できますので、ぜひご来場ください。

● 日時/9月2日(出) 9時30分～11時
● 場所/角館交流センター
● 内容/交通安全功労者等の表彰
● 仙北警察署交通課長による交通安全講話など

条件不利農地を担う経営体支援事業について

【問合せ】農山村活性化課 農務係
(西木庁舎) ☎ (43) 2206

農地中間管理機構を活用し、中山間地域の条件不利農地を借り受け、規模拡大を図る担い手に対して支援します。

豪雨災害による水道使用量の減免について

7月23日の豪雨により被害を受けた方で、清掃等に使用した水道水の水量について、減免(水道料金等の減免)対象となる場合があります。水道使用水量等の減免について

7月23日の豪雨により被害を受けた方は、旧角館グラウンド臨時駐車場および田町山臨時駐車場の駐車許可書を発行します。ご希望の方は、観光課および仙北市観光情報センター「角館駅前蔵」で受け付けますので、申請いただきますようお願いいたします。時間については、9時から17時までとなっています。なお、「角館駅前蔵」については、土、日も対応可能となっています。

仙 北市住宅リフォーム促進事業について

【災害復旧に関する工事】
【問合せ】建設課 都市計画係(西木庁舎) ☎ (43) 2295

7月23日の豪雨で被害を受けた皆さまには、心からお見舞い申し上げます。この度の被害を受けられた方で、建物の改修工事を行う方に対し補助金を交付しますのでご利用ください。(過去に住宅リフォーム補助金を利用した住宅等の復旧工事も対象となります)

● 補助対象者/市民であって、次の要件のすべてを満たす方。
● 7月23日の豪雨による被災を受けた方(罹災証明書必要)。
● 対象者および同居する家族が、市税と市諸収入金に未納がないこと。
● 対象となる工事/豪雨により被災した自らが居住する住宅・車庫・物置の改修工事であること。
● 当該工事に要する経費(消費税を含む)が、1棟ごとに10万円以上であること。

豪雨災害による水道使用量の減免について

申請をご案内しますので、お問い合わせください。
● 減免に関する手続きおよび問合せ
● 水道お客様センター ☎ 42-8022
または 上下水道課 ☎ 43-2296

● 補助金の額/補助対象工事費(消費税を含む)の15%(千円未満切捨て)で限度額は30万円です。
● 施工業者/災害復旧工事に限り、市内・市外問わずに対象とします。
● 申込期限/10月31日(火)(平成30年3月30日まで完了届を提出できること)
● ※申請書は、市ホームページまたは建設課、田沢湖・角館の各地域センター窓口へ備え付けています。
● ※秋田県の住宅リフォーム推進事業と併用ができません。

仙 北市次世代定住支援事業補助金(新築住宅取得)改正のお知らせ

【問合せ】地方創生・総合戦略室(田沢湖庁舎) ☎ (43) 3315

次世代定住支援事業補助金の対象住宅を拡大しました。今回の改正により、平成28年10月以降に着工し、平成29年度中に住宅が完成する場合は補助対象となります。該当する方は、地方創生・総合戦略室へお問い合わせください。

● 補助金の額

補助の種類	補助金額等	補助限度額
定住世帯	1世帯 40万円	
移住世帯	1世帯 60万円	
子育て加算	1人につき 10万円	1世帯 20万円
市内施工業者加算	10万円	

● 申請の流れ

年度内に建築工事が完了する場合
①【申請者】工事着工前に「補助金交付申請書」を提出→【市】「交付決定通知書」または「交付不決定通知書」を送付
②【申請者】住宅が完成し、登記の移転完了後「補助金実績報告書」を提出→【市】「補助金交付額確定通知書」を送付
③【申請者】「補助金請求書」を提出→【市】請求書により支払い手続き
複数年度に渡って建築工事をする場合
①【申請者】工事着工前に「実施計画書」を提出
②【申請者】工事完成年度に「補助金交付申請書」を提出→【市】「交付決定通知書」または「交付不決定通知書」を送付
③【申請者】住宅が完成し、登記の移転完了後「補助金実績報告書」を提出→【市】補助金交付額確定通知書を送付
④【申請者】「補助金請求書」を提出→【市】請求書により支払い手続き

● 世帯に属する方に市区町村税等の滞納がないこと。
● 交付対象住宅/補助対象となる住宅は、市内に建築する住宅で、申請年度内に工事が完了、所有権の保存または移転の登記が完了したものである。ただし、建物の所有は、交付対象者以外の方との共同の場合は該当しません。また、住宅の建築工事が複数年度に渡る場合は、工事着工前に実施計画書を提出し、完成年度に交付申請書を提出すること。

仙 北市長選挙 政治家の寄附は禁止、有権者が求めることも禁止されています

【問合せ】選挙管理委員会事務局(田沢湖庁舎) ☎(43)1150

- 政治家が選挙区内の人に、お金や物を贈ることは公職選挙法で禁止されています。また、有権者が政治家に寄附や贈り物を求めることも禁止されています。
- 次の①から④までおよび⑥の項目によって処罰されると、公民権停止の対象となります。
- ① 政治家の寄附の禁止
政治家(候補者、候補者になろうとする者、現に公職にある者)は、寄附をするなど処罰されます。
 - ② 政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止
有権者が威迫して、あるいは政治家を陥れる目的で寄附を求めると処罰されます。
 - ③ 政治家の関係団体の寄附の禁止
政治家が役員や構成員である団体や会社が、政治家の氏名を表示して選挙に關し寄附をすると処罰されます。
 - ④ 後援団体の寄附の禁止
後援団体が、花輪、香典、祝儀などを出すと処罰されます。
 - ⑤ 年賀状等のあいさつ状の禁止
政治家は、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状等のあいさつ状を出すことが禁じられます。
 - ⑥ あいさつを目的とする有料広告の禁止
政治家や後援団体が、有料のあいさつ広告を出すなど処罰されます。



- ③ 政治家の関関係団体の寄附の禁止
政治家が役員や構成員である団体や会社が、政治家の氏名を表示して選挙に關し寄附をすると処罰されます。
- ④ 後援団体の寄附の禁止
後援団体が、花輪、香典、祝儀などを出すと処罰されます。
- ⑤ 年賀状等のあいさつ状の禁止
政治家は、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状等のあいさつ状を出すことが禁じられます。
- ⑥ あいさつを目的とする有料広告の禁止
政治家や後援団体が、有料のあいさつ広告を出すなど処罰されます。

政治家の寄附は禁止、有権者が求めることも禁止されています

<p>みんなで徹底しよう 三ない運動</p> <p>贈らない! 求めない! 受け取らない!</p> <p>これらのものも、政治家の寄附禁止の対象となります。</p>	<p>秘書等が代理で出席する場合の結婚祝</p>	<p>地域の運動会・スポーツ大会への飲食物等の差入</p>	<p>お祭りへの寄附・差入</p>	<p>町内会の集会・旅行等の催物への寸志・飲食物の差入</p>	<p>落成式・開店祝等の花輪</p>
<p>病気見舞</p>	<p>お歳暮・お年賀</p>	<p>入学祝・卒業祝</p>	<p>葬儀の花輪・供花</p>	<p>秘書等が代理で出席する場合の葬儀の香典</p>	

詳しくは [総務省 なるほど! 選挙「寄附の禁止」](#) (公財) [明るい選挙推進協会](#)

仙 北市長選挙 立候補予定者説明会

【問合せ】選挙管理委員会事務局 (田沢湖庁舎) ☎(43)1150

- 10月15日(日)執行予定の仙北市長選挙に立候補を予定されている方を対象に、立候補届出手続きなどの説明会を次のとおり行います。立候補を予定されている方(代理出席も可)は必ず出席してください。
- 日時/9月5日(火) 10時 (受付9時30分)
- 場所/田沢湖生保内字宮ノ後30 仙北市役所田沢湖庁舎 第4・5会議室
- 内容/
- ▶ 立候補届出等の手続きについて
 - ▶ 選挙運動について
 - ▶ 選挙運動用通常葉書について
 - ▶ 選挙運動用自動車の設備外積載許可申請について
 - ▶ 選挙公営について
 - ▶ 確認団体の政治活動および申請等の手続きについて

※不明な点や詳しいことは、市選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

選挙ブースター 高広機	1	3	5
投票日	2	4	6

仙 北市長選挙 選挙の投票立会人を募集します

【問合せ】選挙管理委員会事務局(田沢湖庁舎) ☎(43)1150

- 10月15日(日)執行予定の仙北市長選挙における投票所の投票立会人および期日前投票所の投票立会人を募集します。
- 職務内容/投票事務が適正に行われるよう立ち会っていただきます。
- ▼各投票所(2人1組)
- ▼各期日前投票所(2人1組)
- 対象者/仙北市の選挙人名簿に登録されている方。特定の候補者の選挙運動や政治活動を行っている方の応募はご遠慮ください。
- 投票所の投票立会人
- ▶ 立会を行う日/10月15日(日)
 - ▶ 立会する場所/投票日当日(10月15日)に自分が投票される(できる)投票所
- 期日前投票所の投票立会人
- ▶ 立会期間/告示日の翌日から投票日の前日(土曜・祝日含む)まで
- ※以前に選挙管理委員会へ提出された方は不要です。
- 10月9日から14日まで6日間のうち数日。
- ▶ 立会する場所/田沢・神代・松木内各出張所・田沢湖・角館・西木各庁舎
- その他/申込者多数の場合は抽選により決定します。昼食代、交通費は自己負担になります。
- 応募期限/9月6日(水)
- 申込方法/仙北市役所各庁舎・出張所の窓口へ申込書を準備していただきます。申込書に記入のうえ、選挙管理委員会事務局あてにFAXまたは、各窓口へ提出してください。仙北市ホームページからもダウンロードできます。
- 個人番号/選任された場合は個人番号(マイナンバー)の提供をお願いします。

仙 北市長選挙 高齢者共同生活支援事業の利用申請の受付開始について

【問合せ】長寿支援課 長寿いきがい係(西木庁舎) ☎(43)2281

- 冬期間、養護を必要とする高齢者を一時的に支援します。
- 事業の目的/家庭の事情により養護を必要とする高齢者に対して、一時的に施設で支援することにより、高齢者とその家族の冬期間の生活の安定を図ります。
- 利用対象者/仙北市に居住する65歳以上の高齢者で、養護を必要とし自力で共同生活ができる方。
- 利用定員/▼1人部屋6室▼2人部屋1室計8人の利用が可能です。
- 利用期間/11月から翌年4月末までの6か月間
- 使用料/1日2260円(食費含む)
- その他/日常生活に支援が必要な方は事前に長寿支援課へご相談ください。
- 利用施設/社会福祉法人県南ふくし会 特別養護老人ホーム清流苑内(西木町松木内字松葉232)
- 利用の申請/利用を希望される方は、申請書を9月15日(金)まで長寿支援課へ提出してください。
- 申請書等は長寿支援課と各地域センターにあります。



臨 時介護職員を募集します

【問合せ】仙北市介護老人保健施設 にしき園 ☎(47)3211

- 業務内容/施設利用者の身の回りの世話(食事、入浴、着替え、排泄)などの介助全般
- 募集人員/2人
- 募集要件/介護経験不問
- 雇用期間/6か月(契約更新の可能性あり。勤務時間はフルタイム)
- パートどちらでも可能。
●募集期限/9月15日(金)
- 申込方法/履歴書とハローワークからの紹介状をにしき園にご持参ください。(郵送不可)
- 選考方法/書類、面接

夜 間納税窓口を開設します

【問合せ】税務課 (田沢湖庁舎) ☎(43)1117

- 日中、仕事などで市税を納めることができない方のために夜間納税窓口を開設します。
- また、諸事情により市税を納めることが困難な方のために納税相談窓口も併せて開設しますので、お気軽にご来庁ください。
- 日時/8月31日(木) 17時15分〜19時
- ※開設時間に都合がつかない場合は、事前にご連絡ください。
- 場所/税務課 角館・西木地域センター
- ター(正面玄関からお入りください)
●平成29年8月31日(木)納期限の税目/▼市県民税(普通徴収) 第2期
▼国民健康保険税(普通徴収) 第2期
▼後期高齢者医療保険料(普通徴収) 第2期
- ※口座振替も納期限と同日です。前日まで通帳の残高をご確認ください。
※納税には口座振替が便利で安心です。各金融機関または、市役所税務課、地域センターにご相談ください。

20歳になったら 国民年金



国民年金は、年をとったときや、いざというときの生活を、現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。具体的には、若いときに公的年金に加入し保険料を納め続けることで、年をとったときや、病気やケガで障がいが残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、年金を受け取ることができる制度です。

国民年金のポイント

将来の大きな支えになります

国民年金は20歳から60歳までの人が加入し、保険料を納める制度です。国が責任をもって運営するため、安定していますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

老後のためだけのものではありません

国民年金には、年をとったときの老齢年金のほか障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障がいが残ったときに受け取れます。また遺族年金は、加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族(「子のある配偶者」や「子」)が受け取れます。

「学生納付特例制度」とは

「学生納付特例制度」

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。対象となる学生は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校や各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

問合せ

- ▶仙北市民生活課国保年金係 ☎43-3316
- ▶大曲年金事務所 ☎0187-63-2296

予約制による年金相談のご案内

大曲年金事務所では、予約制による年金相談を実施しています。ぜひご利用ください。

予約申込方法

年金相談のご予約は、相談希望日1か月前からお電話または年金相談窓口でお受けしています。

ご予約を受け付ける際には、相談者や配偶者氏名、基礎年金番号、電話番号、相談内容等について確認させていただきます。

予約時間帯

平日 8:30 ~ 16:00

※予約状況により、ご希望の日時を調整させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

予約申込電話番号

大曲年金事務所
☎0187-63-2296

自動音声案内「5番」を押してください。

※電話の受付時間は8:30から17:00までです(平日のみ)。

年金相談にお越しの際は、年金手帳(基礎年金番号通知書)、年金証書、振込通知書などの他、相談者本人であることを確認できるものをご持参のうえ、予約時間までにお越しいただき総合相談窓口にお申し出ください。

※代理の方がご相談に来られる際には、委任状が必要となります。※ご都合により来所できない場合は、事前にご連絡をお願いします。



大 仙仙北地域外国籍住民等サポート事業のお知らせ

【問合せ】生涯学習課
(角館庁舎) ☎43-3383

【日本語】

大仙市、仙北市、美郷町にお住まいの外国人のための相談員を紹介します。

生活の上で困ったことや分からないことがありましたら次の相談員にお気軽にご相談ください。

地域	相談員	連絡先
仙北市	田村 雄幸	0187-55-5577
大仙市	鈴木 通明	090-2276-1113
美郷町	加藤 千恵子	0187-84-2234

担当

▶仙北市 教育委員会生涯学習課
電話 0187-43-3383

▶大仙市 観光交流課

電話 0187-63-1111(内線251)

▶美郷町 企画財政課

電話 0187-84-4901

【英語】

There are a number of advisors available to assist expatriates in Daisen, Semboku and Misato. If you have any questions or concerns about life here please feel free to contact them.

Area	Advisor	Telephone
Semboku	Yuko TAMURA	0187-55-5577
Daisen	Mitsuaki SUZUKI	090-2276-1113
Misato	Chieko KATO	0187-84-2234

● Council Contacts /

▶ Semboku City Board of Education, Lifelong Learning Department
TEL 0187-43-3383

▶ Daisen City Tourism and Community Relations Division
TEL 0187-63-1111 (Extension 251)

▶ Misato Town Planning and Financial Division
TEL 0187-84-4901

【中国語】

为居住在大仙市、仙北市、美郷町の外国人提供咨询服务。

如果您在生活上有什么困难或者遇到什么疑问, 请与以下咨询顾问联系。

地区	咨询顾问	联系电话
仙北市	田村 雄幸	0187-55-5577
大仙市	鈴木 通明	090-2276-1113
美郷町	加藤 千恵子	0187-84-2234

● 主办单位 /

▶仙北市 教育委員会生涯学習課
電話 0187-43-3383

▶大仙市 観光交流課
電話 0187-63-1111(分机251)

▶美郷町 企画財政課
電話 0187-84-4901

【韓国語】

다이센시, 센보쿠시, 미사토초에 거주하고 계신 외국인 여러분을 위한 상담원을 소개합니다.

생활하시는 중에 곤란한 점이나 잘 모르는 점이 있으시면 다음의 상담원들에게 부담없이 상담해주시기 바랍니다.

지역	상담원	연락처
센보쿠시	田村 雄幸 (타무라 유코)	0187-55-5577
다이센시	鈴木 通明 (스즈키 미쯔아키)	090-2276-1113
미사토초	加藤 千恵子 (가토 치에코)	0187-84-2234

● 담당 /

▶센보쿠시 교육위원회 평생학습과
전화 0187-43-3383

▶다이센시 관광공류과
전화 0187-63-1111(내선251)

▶미사토초 기획재정과
전화 0187-84-4901